

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 ―第9弾(改定)―

(令和2年7月31日決定)

(令和2年8月31日改定)

令和2年9月18日改定

政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく令和2年9月11日付け事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」(以下、「事務連絡」という。))及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、7月31日に決定した対応方針を、以下のとおり改定する。

7. 市有施設等の対応

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、9月19日から当面11月末まで以下の対応を行う。

①人数上限の目安

- ・ 収容人数10,000人超の場合、収容人数の50%
- ・ 収容人数10,000人以下の場合、5,000人

②収容率の目安

- ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内
- ・ 大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

①及び②の条件を満たすほか、事務連絡を踏まえた対応を行う。

なお、主催者に対して、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように促す。

8. イベント等

市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上、9月19日から当面11月末まで以下の対応を行う。

①人数上限の目安

- ・ 収容人数10,000人超の場合、収容人数の50%
- ・ 収容人数10,000人以下の場合、5,000人

②収容率の目安

- ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内
- ・ 大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

①及び②の条件を満たすほか、事務連絡を踏まえた対応を行う。

なお、主催者に対して、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように促す。